

## 竹原市観光関連事業者等事業継続支援給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響で、観光客が減少したことにより事業収入が減少している竹原市内の観光関連事業者等に対して、事業の継続を支えるために、予算の範囲内で給付金を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 竹原市観光関連事業者等事業継続支援給付金(以下「給付金」という。)の給付を受けることができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。ただし、給付金の給付は、同一の事業者に対して1度に限りとする。

- (1) 令和2年11月30日時点において、竹原市内に店舗・事業所・事務所など(以下「店舗等」という。)を運営する者のうち、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する法人又は個人事業主等であって、今後も事業継続の意思がある者。ただし、令和元年の売上(事業収入)の合計が、360万円以上である者に限る。
- (2) 令和2年12月から令和3年2月までのいずれかの月において、市内の店舗等における売上(事業収入)が前年同月比で30%以上減少した者
- (3) 広島県が実施する頑張る飲食店応援金又は頑張る飲食店納入事業者応援金の対象事業者でない者
- (4) 次のいずれかに該当する者
  - ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、旅館業を営む者
  - イ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をして、住宅宿泊事業を営む者
  - ウ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の許可を受けた旅客自動車運送事業者のうち、一般旅客自動車運送事業を営む者
  - エ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条又は第21条の許可を

受けて、若しくは第20条第2項の届出をして、船舶運航事業を営む者  
オ 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けて、旅行業  
又は旅行業者代理業を営む者

カ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の許可を受けて、同  
法第51条に規定する政令で定める営業を営む者。ただし、飲食店営業又  
は喫茶店営業（1類）を営む者は除く。

キ 酒税法（昭和28年法律第6号）第9条の免許を受けて、酒類販売業を  
営む者

2 前項の規定にかかわらず、市長が本事業の趣旨に基づき、令和元年1月以降  
に市内に店舗等を設置した者、専ら観光土産品の製造・小売を行う者等を特別  
な事情がある者として認める場合は、給付対象者とすることができる。

（給付金の額）

第3条 給付金の額は、300,000円とする。

（申請）

第4条 給付対象者のうち、給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」  
という。）は、竹原市観光関連事業者等事業継続支援給付金申請書（別記様式  
第1号）を令和3年6月18日までに提出するものとする。

2 申請者は、前項の申請書に申請の内容を証明する書類等を添付するものと  
する。

（給付決定）

第5条 給付金の給付は、市長が前条の申請書を審査して、給付を決定する贈与  
契約であり、給付を決定した場合には給付金を給付し、不給付を決定した場合  
には不給付決定通知書（別記様式第2号）を申請者に送付する。

（給付）

第6条 申請者は、次に掲げる全ての事項について、誓約をするものとし、市長  
は当該誓約をした者に限り、給付金を給付する。

(1) 竹原市暴力団排除条例（平成23年竹原市条例第14号）に定める暴力団  
又は暴力団員に該当せず、社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (2) 第2条に規定する給付対象者の要件を満たしていること。
- (3) 第4条の規定する申請の内容が虚偽でないこと。
- (4) 不正受給が判明した場合には、第7条の規定に従い給付金を返還すること。

(給付金の返還)

第7条 給付金の不正受給(偽りその他不正の行為により、本来受けることができない給付金を受けることをいう。)を行った申請者は、受け取った額の全額を市へ返還しなければならない。

- 2 市長は前項の申請者に対し、同項の規定による金員を請求する旨の通知を行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

令和 年 月 日

竹原市長 様

(申請者) 〒  
所在地又は住所  
商号又は屋号  
代表者名又は氏名 ⑩  
電話番号

竹原市観光関連事業者等事業継続支援給付金申請書

次の事項を誓約し、給付金を申請します。なお、給付の決定をされた場合は、給付金を次の口座へ振り込んでください。

- 1 竹原市内の店舗等の所在地 \_\_\_\_\_
- 2 業種 \_\_\_\_\_
- 3 申請金額 金300,000円
- 4 減収状況 (単位：千円，%)

比較月	A 売上額	基準月	B 売上額	A/B×100 前年比
令和2年12月		令和元年12月		
令和3年1月		令和2年1月		
令和3年2月		令和2年2月		

5 振込先

金融機関 (コード)		支店名 (店番)	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

6 誓約事項

- (1) この申請の内容及び添付書類に虚偽はありません。
- (2) 私は、竹原市暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員に該当せず、社会的に非難されるべき関係も有していません。
- (3) 私は、広島県が実施する頑張る飲食事業者応援金又は頑張る飲食店納入事業者応援金の給付を受けておらず、今後も給付を受けません。
- (4) 不正受給が判明した場合には、給付金を返還します。

※市処理欄

添付書類	市内事業	減収状況	交付決定	口座照合

## 添付書類チェックシート

令和元年確定申告書の写し

※法人の場合は、「法人税確定申告書 別表一」、個人事業主の場合は、「確定申告書 B 第一表」

令和2年12月から令和3年2月のいずれかの月の売上（事業収入）が前年同月比30%以上減少したことがわかるもの（青色決算書、法人事業概況説明書、売上勘定の元帳、月次残高試算表、経理ソフトの帳票、売上台帳）の写し

許認可証等（営業許可証、販売免許、届出済証）の写し

「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し

法人名義又は代表者名義の振込口座通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるもの）

（該当の方のみ）

特別な理由がある者としての説明書（法人設立届出書、個人事業の開業届出書の控え等）

(別記) 様式第 2 号 (第 5 条関係)

令和 年 月 日

(申請者)

所在地又は住所

商号又は屋号

代表者名又は氏名

竹原市長

竹原市観光関連事業者等事業継続支援給付金不給付通知

令和 年 月 日付けで申請のあった給付金について、不支給と決定したので、通知します。

不支給の理由